

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>98</b>	<b>流動負債</b>	<b>0</b>
現金及び預金	98	営業未払金	0
その他の	0	未払法人税等	0
		<b>負債合計</b>	<b>0</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>98</b>
		資 本 金	100
		利 益 剰 余 金	△ 1
		その他利益剰余金	△ 1
		繰越利益剰余金	△ 1
		<b>純資産合計</b>	<b>98</b>
<b>資産合計</b>	<b>98</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>98</b>

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (2) 連結納税制度の適用

当社は、当事業年度から連結納税制度を適用しております。

### (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。